

全建労発第 51 号
令和元年 12 月 26 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」
の改訂について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、復興事業及び 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の一時的な需要の増大に対応するため、緊急的かつ時限的な措置として実施している外国人建設就労者受入事業に加え、本年 4 月より特定技能の在留資格制度の運用が開始されています。

これを受けまして、国土交通省では「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」について、名称を「特定技能制度及び外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」に変更するとともに、適用対象に建設分野特定技能外国人制度を読み込めるよう改訂を行いました。また、再下請負通知書及び施工体制台帳等のガイドライン関係書類について、特定技能外国人の従事状況の有無を確認する欄を追加する等の改正を行いました。

つきましては、主旨をご理解いただいた上、会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 吉田)

国土建第 377 号
国土建整第 106 号
令和元年 12 月 23 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課



建設市場整備課長



「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の改訂について

平成 27 年 4 月より、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、2020 年度までの緊急かつ時限的な措置として、即戦力となる外国人材の受入を行う外国人建設就労者受入事業を実施しております。

また、本年 4 月、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお生じる人材不足について、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受入を可能とする『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）が施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

これを受けて、外国人建設就労者受入事業において、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として定めている「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」について、ガイドラインの名称を「特定技能制度及び外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」に変更し、適用対象に建設分野特定技能外国人制度を読み込めるよう内容を追記しました。

また、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年国土交通省令第十八号）の施行を反映し、再下請負通知書及び施工体制台帳等のガイドライン関係書類について、特定技能外国人の従事状況の有無を確認する欄を追加する等の改正を行いました。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知していただきますよう、お願いいたします。